

二級水系 鴨川・片貝川及び黒瀬川流域治水プロジェクト協議会

令和8年1月28日(水) 14:30～
富山県魚津総合庁舎 4 階会議室

次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 流域治水プロジェクトの概要等
4. 流域治水プロジェクト更新(案)について
5. 意見交換等
6. 閉会

配布資料

- 資料－1 最近の流域治水の話題
- 資料－2 流域治水プロジェクト協議会規約
- 資料－3 鴨川水系流域治水プロジェクト更新(案)
- 資料－4 片貝川水系流域治水プロジェクト更新(案)
- 資料－5 黒瀬川水系流域治水プロジェクト更新(案)

二級水系鴨川・片貝川及び黒瀬川「流域治水プロジェクト」協議会

出席者名簿

(1 月 28 日 (水))

機 関 名	所 属	役 職	氏 名
魚津市	建設課		
黒部市	道路河川課		
〃	〃		
富山県	新川農林振興センター		
〃	新川土木センター		
〃	〃		
〃	〃		
〃	〃		
〃	入善土木事務所		
〃	農村整備課		
〃	森林政策課		
〃	砂防課		
〃	港湾課		
〃	都市計画課		
〃	〃		
〃	建築住宅課		
〃	河川課（事務局）		
〃	〃		
〃	〃		
(国研)森林整備センター	富山水源林整備事務所		
中部森林管理局	富山森林管理署		
富山地方気象台			
NPO 法人富山県防災士会			
魚津市自治振興会連合会			
黒部市自治振興会連絡協議会			

資料 1 最近の流域治水の話題

二級水系 鴨川・片貝川及び黒瀬川流域治水プロジェクト協議会

令和8年1月28日（水）

令和7年度 最近の流域治水の話題

富山県 土木部 河川課



1 流域治水について(「流域治水」の基本的な考え方)

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」への転換を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う。

流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

まず、対策の加速化



被害対象を減少させるための対策

- ・より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- ・水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・中高頻度の外力規模(例えば、1/10, 1/30など)の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供

1 流域治水について(「流域治水」の施策イメージ)

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

[国・市・企業・住民]

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

流水の貯留

[国・県・市・利水者]

治水ダムの建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

持続可能な河道の流下能力の 維持・向上

[国・県・市]

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導/
住まい方の工夫

[県・市・企業・住民]

土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供

金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす

[国・県・市]

二線堤の整備、
自然堤防の保全



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実

[国・県]

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

[国・県・市]

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

[企業・住民]

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

[企業・住民]

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

[国・企業]

官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

[国・県・市等]

排水門等の整備、排水強化

県：都道府県 市：市町村 []：想定される対策実施主体

5

国土交通省ホームページより引用

2

2 富山県の近年の災害発生状況

○令和5年の豪雨災害

6月28日 豪雨



護岸欠損による被災状況

7月12日 梅雨前線豪雨



斜面崩壊（南砺市砂子谷）

河川の氾濫や斜面崩壊など甚大な被害が発生
（住宅被害 床上浸水79戸 床下浸水734戸）

※記録的短時間大雨情報の発表、富山県で初めて線状降水帯を観測
白岩川ダムと和田川ダムで緊急放流を実施

○令和6年能登半島地震

（国）359号（小矢部市内山地内）



道路崩落

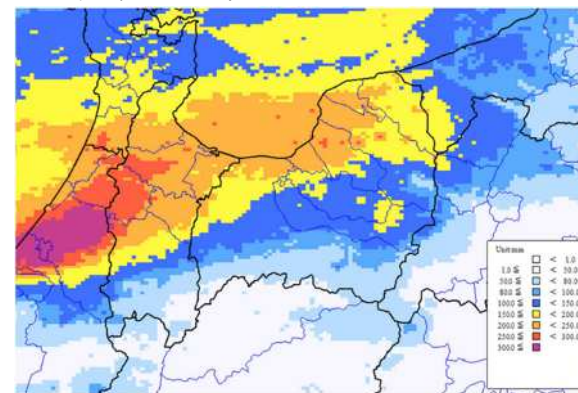
上庄川（氷見市加納ほか地内）



堤防損傷

住宅や公共土木施設に甚大な被害が発生
（住宅被害 約22,800棟、公共土木施設被害 413件）
※富山県で観測史上最大の震度5強を観測

○令和7年8月6日から的大雨【速報値】



前線や低気圧の影響により、
県内8月の平年の1か月分を
半日で超える降水量を記録

【アメダス】

砺波 206.5mm/24h
南砺高宮 201.5mm/24h※
※観測史上1位

小矢部川（高岡市佐加野地内）



富山県高岡市佐加野 長江

一級河川小矢部川水系小矢部川（直轄）
氾濫危険水位を超過
※観測開始後3番目の水位を記録

黒石川（高岡市福岡町本領地内）



県管理河川の氾濫等により浸水
被害が発生
（公共土木施設被害 34件）

3 治水対策の効果事例

○二級河川沖田川（滑川市）の放水路整備

- ・平成13、20、24年の豪雨で滑川市内の住宅密集地で浸水被害が発生
- ・このため、放水路整備等の治水対策を実施
- ・令和7年8月の豪雨では、平成24年と同等以上の累計雨量であったが、溢水による浸水被害を防止した



○二級河川上庄川（氷見市）の河道掘削

- ・平成30年8月の豪雨で水田等に浸水被害が発生
- ・このため、河道掘削を実施
- ・令和3年8月の豪雨では、平成30年8月と同等の累計雨量であったが、水位が約50cm低下し、越水による浸水被害を防止した



4 関係者との協働による流域治水の取組み

○河川、ダム の水位情報のメール配信



洪水時における住民避難や水防活動を支援するため、「とやま河川メール」の運用を開始

基準値を超えた場合に登録された方にメールでお知らせ

○イベント等で普及・啓発活動



流域治水をテーマとした市民向けイベントへの参加



県内の小学校で水防災・流域治水学習を実施（出前講座）

○ダムの緊急放流を想定した防災訓練の実施



避難所へ参集する住民



県、市町村、住民が連携して実施し、河川やダムからの情報と避難行動のつながりを確認（R7 白岩川ダム、和田川ダム）

○「田んぼダム」の研修会の実施



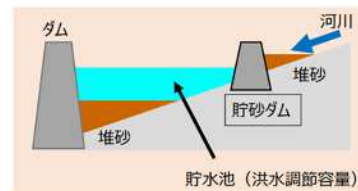
流域治水の取り組みの一つとして、「田んぼダム」の取組みを推進するため、農業関係者向けの研修会を開催

5 持続可能なインフラの維持管理(老朽化対策の推進)

○水門やダム施設の計画的な維持管理・更新



○ダムの堆砂対策



貯砂ダム イメージ図

○ダムの遠隔操作の試行



ダムへの危険なアクセス道路

○堤防草刈りの負担軽減と効率化



ラジコン型草刈り機械を貸出し

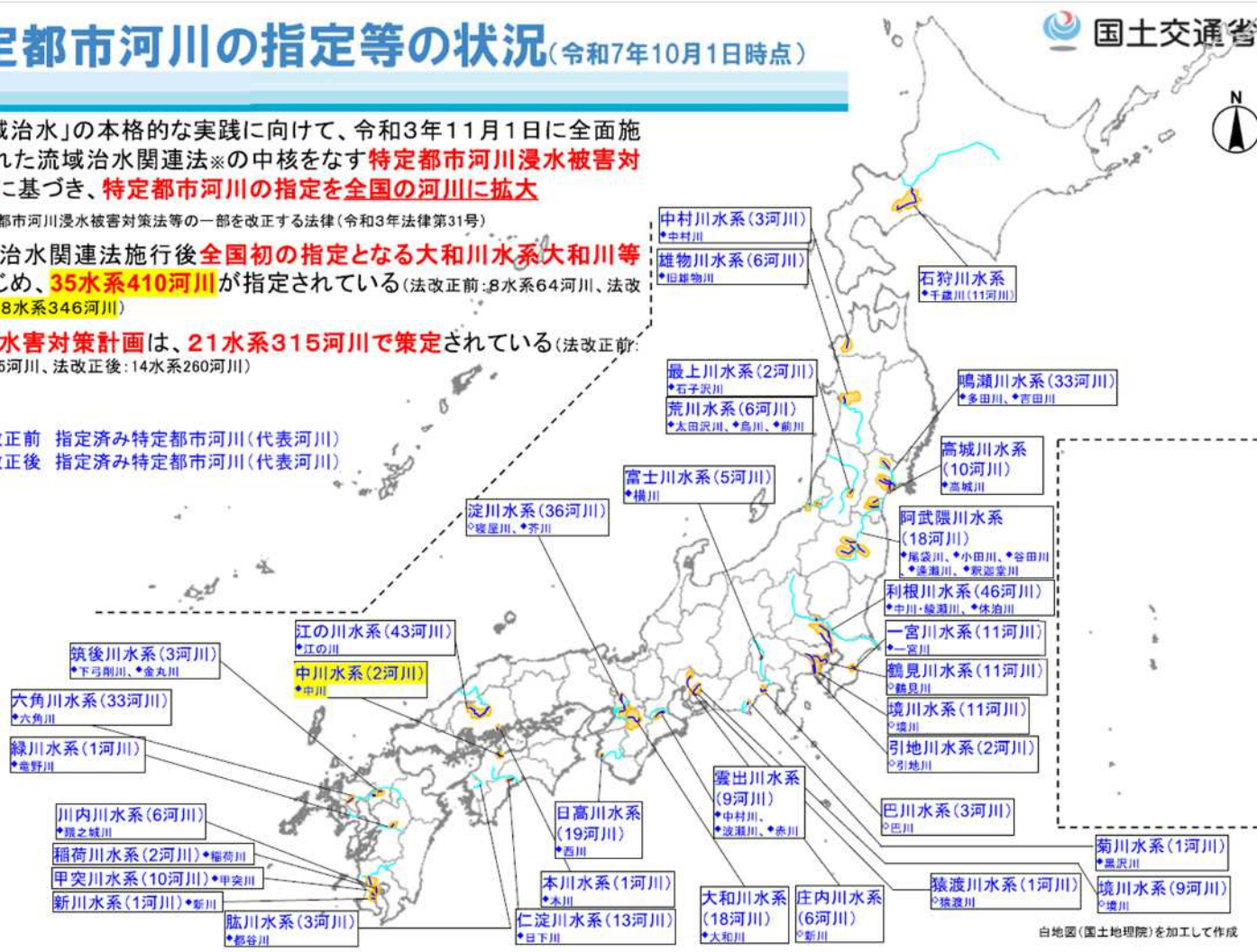


6 特定都市河川について(指定等の状況)

特定都市河川の指定等の状況(令和7年10月1日時点)

- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**
※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)
- 流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**35水系410河川**が指定されている(法改正前:8水系64河川、法改正後:28水系346河川)
- 流域水害対策計画は、21水系315河川で策定**されている(法改正前:7水系55河川、法改正後:14水系260河川)

【凡例】
 ◇: 法改正前 指定済み特定都市河川(代表河川)
 ◆: 法改正後 指定済み特定都市河川(代表河川)



6 特定都市河川について(概要)



特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 特定都市河川浸水被害対策法は、都市部を流れる河川の流域において浸水被害が頻発していたことから、都市部の河川流域における浸水被害対策の新たなスキームとして平成15年に制定されました。
- 全国各地で水災害が激甚化・頻発化したことを受けて、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組みとして、令和3年に改正されました。

平成15年制定時の主な制度

対象河川

市街化率が概ね5割以上の都市部を流れる河川等。

流域水害対策計画の策定

浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るため、河川管理者、流域内の都道府県及び市町村の長、下水道管理者が共同して策定。

河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備

流域水害対策計画に基づき、河川管理者が雨水貯留浸透施設を整備することができる。整備された施設は河川管理施設として河川法の規定を適用。

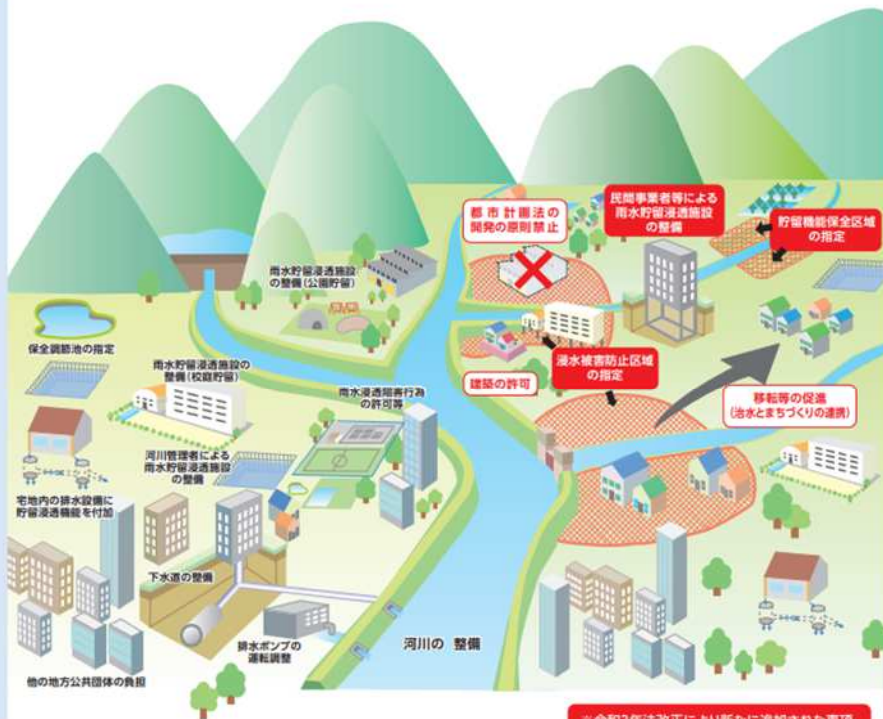
保全調整池の指定

都道府県知事等は一定規模以上の防災調整池を保全調整池に指定できる。指定された保全調整池は、埋立て等の行為については届出を義務化。

雨水浸透阻害行為の許可等

宅地等以外の土地で行う一定規模以上の雨水浸透阻害行為について都道府県知事等の許可が必要。

特定都市河川浸水被害対策法の全体像



※令和3年法改正により新たに追加された事項

令和3年改正時に追加された主な制度

対象河川の拡大

「市街化の進展」に加え、「接続する河川の状況」、「自然的条件の特性」の2つの要件を追加し、対象を全国の河川に拡大。

民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備

民間事業者等は、一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画の認定を受け、計画に基づき予算・税制等の支援を受けることができる。

貯留機能保全区域の指定

都道府県知事等は洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を指定できる。貯留機能を阻害する盛土等の行為に対しては、事前届出を義務付ける。

浸水被害防止区域の指定

都道府県知事は浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じる。

資料 2 流域治水プロジェクト協議会規約

鴨川・片貝川及び黒瀬川流域治水プロジェクト協議会

規 約

（設置）

第1条 「鴨川・片貝川及び黒瀬川流域治水プロジェクト協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、鴨川・片貝川及び黒瀬川流域において国、県及び市町村等のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水プロジェクト」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、富山県土木部河川課が行う。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第9条 本規約は、令和3年8月4日から施行する。

改 正 令和5年3月15日

別表 1

構 成 員	備 考
魚津市 産業建設部 建設課長	
黒部市 都市創造部 道路河川課長	
富山県新川農林振興センター 管理検査課長	
富山県新川土木センター 次長	
富山県新川土木センター入善土木事務所 所長代理	
富山県 農林水産部 農村整備課 主幹	
富山県 農林水産部 森林政策課 主幹	
富山県 土木部 砂防課 主幹	
富山県 土木部 港湾課 主幹	
富山県 土木部 都市計画課 主幹	
富山県 土木部 建築住宅課 主幹	
富山県 土木部 河川課 主幹	事務局
富山森林管理署 署長	
森林整備センター富山水源林整備事務所 所長	
NPO法人富山県防災士会	オブザーバー
富山地方気象台 防災管理官	オブザーバー
魚津市自治振興会連合会 会長	オブザーバー
黒部市自治振興会連絡協議会 会長	オブザーバー